**過疎地域における租税特別措置等適用のための確認申請について**

朝来市では、旧山東町に加え新たに旧生野町及び旧朝来町が追加指定され、令和３年９月に「朝来市過疎地域持続的発展計画」を策定いたしました。この３地域（旧生野町、旧山東町、旧朝来町）内において設備等を取得した場合には、一定の要件を満たし、かつ朝来市過疎地域自立発展計画に即していると認められるものについては、国税に係る租税特別措置を受けることができます。

租税特別措置を受ける場合は、朝来市過疎地域持続的発展計画の「産業振興促進事項」に適合しているか事前に市長の確認を受けておくことが必要となりますので、以下を御確認のうえ申請してください。

なお、固定資産税の減免等の優遇措置については市の税務課までお問合せください。

◆優遇措置の内容

　機械等取得に係る割増償却（５年間）の適用

◆対象

　対象業種：製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

◆対象業種及び資本金規模別の取得価額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資本金規模  対象業種 | 資　本　金　規　模 | | |
| 5,000万円以下  （個人を含む） | 5,000万円超  １億円以下 | １億円超 |
| 製造業  旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上※ | 2,000万円以上※ |
| 農林水産物等販売業  情報サービス業等 | 500万円以上 | 500万円以上※ | |

※資本金等の規模が5，000万円超の事業者については、新増設に係る取得等に限る。

◆提出書類　各１部

|  |  |
| --- | --- |
| 必ず提出が必要なもの | 土地・建物があるときに添付が必要なもの |
| ・産業振興機械等の取得等に係る確認申請書  ・法人登記簿謄本（コピー可）  ・企業概要の分かる書類（パンフレット等）  ・取得した設備等の取得価格の分かる書類  　（契約書・請求書・領収書など）  ・取得した設備等の図面等 | ・土地売買契約書及び領収書の写し  ・建築請負契約書及び領収書の写し |

◆申請方法

　上記の提出書類を経済振興課へ持参又は郵送にて提出してください。（様式は市ホームペー

ジにてダウンロードできます。）

◆お問合せ先　朝来市産業振興部経済振興課

　　　　　　　電話　０７９－６７２－２８１６